| | | |
|---|---|---|
| 二 | 山林 | 刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち |
| 三 | 原野 | 刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち |
| 四 | 雑種地 | イ　未舗装（未舗装）　刈払い又は除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆、再拡散防止措置又は枝打ち<br>ロ　未舗装（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆<br>ハ　舗装　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り |

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

| 氏名又は名称 | 連絡先 |
|---|---|
| 環境大臣 | 福島県福島市栄町十一番二十五号　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所<br>福島環境再生事務所除染対策第一課<br>電話番号　〇二四（五七三）七三三〇 |

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十七年十一月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

**○防衛省告示第百五十三号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が平成二十七年八月十四日次のとおり決定された。

平成二十七年八月十八日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎共同使用

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 六〇〇九 | キャンプ・シュワブ | 名護市 | 水域：臨時制限水域（約五、六一八、〇〇〇平方メートル）の一部 | 沖縄県が確認調査を行うため共同使用する。 |

使用期間：任意の十業務日（ただし、悪天候などやむを得ない事情による場合はこの限りではない。）

**○関東地方整備局告示第三百二十号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

別表の指定番号四の項指定をした日欄中「平成二十二年八月十八日」を「平成二十七年七月三十日」に、指定の有効期間欄中「指定した日から五年間」を「平成二十七年八月十八日から五年間」に改め、別表の指定番号七の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に、指定をした日欄中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年七月三十日」に改め、別表の指定番号十二の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号及び第十四号」を「第一号から第四号の二まで及び第九号から第十四号の二まで」に、業務区域欄中「茨城県の区域（守谷市、取手市に限る。）、埼玉県の区域（三郷市、八潮市、吉川市、草加市に限る。）、千葉県の区域（松戸市、市川市、鎌ヶ谷市、柏市、流山市、我孫子市、野田市、浦安市、船橋市、習志野市、八千代市、白井市、印西市に限る。）及び東京都の区域（江戸川区、葛飾区に限る。）」を「茨城県、埼玉県、千葉県及び東京都（島しょ部を除く。）の全域」に、指定をした日欄中「平成二十二年八月二十五日」を「平成二十七年七月三十日」に改め、別表の指定番号十五の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に、指定をした日欄中「平成二十二年十月十三日」を「平成二十七年七月三十日」に改め、別表の指定番号二十四の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に、指定をした日欄中「平成二十五年十月一日」を「平成二十七年七月三十日」に改める。

**○中部地方整備局告示第百十四号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年八月十八日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　登録建築物調査機関の名称
　一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
二　住所
　静岡県静岡市駿河区南町十四番一号
三　代表者氏名
　理事長　青山　巖
四　登録年月日
　平成二十七年八月四日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター　静岡県静岡市駿河区南町十四番一号

**○四国地方整備局告示第九十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日　四国地方整備局長　石橋　良啓

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十六号及び百九十七号並びに三百八十号 | 大洲市大洲字中島六九〇番一から同市大洲字片原町六六七番一地先まで | 四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十七年八月十八日